平成２３年（フ）第１２号
京都府宮津市字万町643番地
債務者　福澤　絹代
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２３年（フ）第１３号
京都府与謝郡与謝野町字岩滝2429番地４
債務者　福澤　　大
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第１１５号
兵庫県加東市廻渕31番地400
債務者　窪田　恵子
1　決定年月日時　平成23年３月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
神戸地方裁判所社支部

平成２３年（フ）第７８号
香川県高松市太田上町688番地１
債務者　西村　芳春（旧姓澤地）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第９４号
香川県高松市香南町西庄276番地１
債務者　山地智惠美（旧姓由佐）
1　決定年月日時　平成23年３月25日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月20日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第４６号
北海道苫小牧市山手町２丁目11番19号
債務者　青名畑いずみ
1　決定年月日時　平成23年３月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２３年（フ）第１７号
茨城県日立市助川町４丁目25番１―501号
債務者　斉藤　　博
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２３年（フ）第３９号
茨城県結城市大字結城6100番地44
債務者　川俣　和也
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４５号
茨城県古河市駒羽根27番地46
債務者　櫻井　　設
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４６号
茨城県下妻市平沼76番地21
債務者　宮本　　一
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４７号
茨城県桜川市東飯田473番地１
債務者　広瀬　　務
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４８号
茨城県桜川市東飯田473番地１
債務者　広瀬　君子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第４９号
茨城県坂東市猫実1550番地１、前住所茨城県筑西市幸町１丁目27番６号
債務者　関口　若江
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５０号
茨城県坂東市長谷2162番地２
債務者　吉田　裕志
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第５７号
茨城県筑西市布川1015番地４
債務者　小圷　敬子
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第６３号
茨城県坂東市駒跼849番地３
債務者　後藤　弘之
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２３年（フ）第３６号
富山県高岡市戸出町３丁目13番28―201号
アーバン１
債務者　横田　笑美
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２３年（フ）第３９号
富山県射水市塚越1930番地
債務者　稲積　美香
1　決定年月日時　平成23年３月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月23日まで
富山地方裁判所高岡支部